

平成 29 年 10 月 2 日

お取引業者 各位

浅沼組協力業者労働災害互助会
会長 森 吉三郎



互助会費徴収率改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当会の事業活動にご理解とご協力賜り感謝申し上げます。

さて、当会は、ご承知のように株式会社浅沼組と協力業者が相提携し、従事作業員の労働災害に関する相互扶助並びに労働災害防止活動への支援などについての組織的な活動を行うことを目的として、設立されたものです。

そして、その活動の一環として、昨今の社会情勢に鑑み、死亡事故によるご遺族への補償を手厚くするために、平成 28 年度から死亡事故の互助金額を改定（一千万円を二千万円に増額）いたしました。そのため、平素より経費節減には努めているところではありますが、今後の従事作業員の労働災害相互扶助並びに労働災害防止活動への支援等の実施、そして本会のより健全な発展のために、更なる財政基盤の確立が喫緊の課題であると判断し、本年 6 月 2 日の互助会本部総会におきまして、互助会費徴収率の改定を提案し、ご承認いただきました。

会員の皆さまにおかれましてはご負担増となりますが、当会の活動をさらに充実させ、労働災害防止に一層の努力をしておりますので、今回の徴収率の改定につきましてご理解いただくとともに、引き続きご支援とご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

■ 互助会徴収率の改定 ■（平成 30 年 5 月度の支払いより）

種別	現行	改定
A 級	実支払金×8/10,000	実支払金×11/10,000
B 級	実支払金×7/10,000	実支払金×10/10,000
C 級	実支払金×4/10,000	実支払金×7/10,000
D 級	実支払金×2/10,000	実支払金×5/10,000
E 級	実支払金×1/10,000	実支払金×1/10,000 ※E 級は現行通り

（注）但し、株式会社浅沼組の安全衛生協力会正会員については、上記の A 級～D 級の業種に該当する工事を行う場合は、各会費徴収率より、それぞれ 3/10,000 を減ずる。